

博士論文要旨

論文題名：フランツ・フォン・リストの学問観

立命館大学大学院法学研究科

法学専攻博士課程後期課程

PARK Boseok

本研究は、「学問観」という観点でフランツ・フォン・リスト刑法学に関する新たな知見を得ようとするものである。リスト刑法学の有する意味合いおよびその含意を総体的に理解し、歴史的な文脈のなかでそれを評価しようとするれば、それを作り出した彼の学問観、つまり、社会における刑法学の学問としての役割ないし使命に関する彼の認識がいかなるものであったのかという観点からの考察が必要となる。

以上の認識の下、本論文の第一章では、リストの「学問観」を究明するため、彼の刑法学の基礎を成している実証主義哲学と「目的思想」および進化論的「発展思想」、そして彼の刑法学上の試みである「全刑法学」という構想を概括することで、彼の「学問観」の基本的な方向性を提示する。

第二章においては、彼の学問上の方向性を綱領的に宣言している「マールブルク綱領」を考察する。その際、この綱領を支えている二つの軸である「目的思想」と「発展思想」が彼の学問上の指導理念として位置づけられ、それらのもつ学問上の含意が論証される。そうすることで、リストの「学問観」を考察するための認識論的基礎が確定される。

その指導理念のなかでも、とりわけ、「発展思想」は正しい立法の原理を導き出す際にも、しかるべき社会のあり方に関する判断基準を立てる際にも、その理論的根拠として取り扱われている。第三章では、この思想がいかにしてリスト「学問観」の中核をなすことになるのかについて論究される。

そして、第四章では、リストの唱える「発展思想」およびそれを土台とする彼の「学問観」のもとでは、いかなる目的も発展の要素として見られるのであり、したがって、相対立するような目的も「発展」という名の下では互いに両立できるようになるということを論証し、刑法学における「目的の内容的開放性」が正当化されると

いう結論を導く。

さらに、第五章では、「目的思想」および「発展思想」が法益論においても適用されていることを明らかにする。すなわち、この章において、リストが、刑法学における「目的の内容的開放性」という彼の試みを成功させるために、法益論において、犯罪の実質的な内容を確定する際に必要となる、法規範を根拠づける人間生活および人間存在における諸利益のような、前実定的な要素を法益として取り入れ、さらに、これを必要に応じて法規範に取り上げることのできる変幻自在な概念として法益概念を用いたことが論証される(抽象化する法律的論理の限界概念)。

終章においては、これまでの研究から得られた結果を取りまとめ、彼の学問観を「目的思想」と「発展思想」をその指導原理とする「目的開放的刑事司法」ないし「時代相応的な刑法学」の確立であると規定し、リストおよび彼の刑法学を歴史的な文脈のなかで再評価するための新たな知見を提示する。